栃木県動物愛護管理推進計画(第3次)

~人と動物の共生する社会の実現に向けて~

令和3(2021)年3月 栃木県保健福祉部生活衛生課

はじめに

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化が進み、人々のライフスタイルも多様化する中、動物を飼うことに対する意識も変わってきました。特に、家庭動物については、人とともに暮らす「かけがえなのない家族の一員」、「人生の良きパートナー」として、人と関わる上で、その存在は、大きく変化しつつあります。また、「癒やし」を動物とのふれあいに求める人も増えてきています。

一方で、みだりな繁殖により動物が増え、最終的に飼養困難になってしまういわゆる 多頭飼育崩壊、動物の虐待や遺棄、高齢の飼い主が先に亡くなり飼養していた動物が残 されてしまうといった新しい課題など、動物を巡る様々な周辺住民へのトラブルは社会 問題にまで発展し、その対策が求められています。

本県におきましては、「人と動物の共生する社会」の実現に向けて、平成 26 (2014) 年3月に改定した「栃木県動物愛護管理推進計画 (第2次)」(以下「第2次計画」という。)に基づき、市町や関係団体などと連携・協力を図りながら県民意識の変化や生活様式の多様化など時代の要請に対応すべく、各種施策に取り組んで参りました。

こうした中、第2次計画について、令和元(2019)年6月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」や、令和2(2020)年4月に改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って、本県の動物の愛護と管理に関する課題や実情を踏まえ、今後10年を見据え見直しを行い「栃木県動物愛護管理推進計画(第3次)」(以下「第3次計画」という。)を策定しました。

引き続き、第3次計画に基づき、各種施策の取組をより一層充実させ、「人と動物の共生する社会」の実現を目指して参ります。

令和3年3月

栃木県

\blacksquare	次
第1	動物愛護管理推進計画の策定
1	計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	計画策定の根拠 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	指標の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
5	計画の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	【栃木県動物愛護管理推進計画(第3次)の概要】
第2	連携、協働による施策の推進
1	県の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	宇都宮市の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3	市町の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4	学校等教育関係機関の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5	飼い主の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6	県民の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
7	動物取扱業者の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	公益社団法人栃木県獣医師会の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9	動物愛護団体等の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第3	施策に関する基本的な方針
1	動物愛護及び管理に関する取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	適正飼養の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3	命をつなぐ取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4	災害対策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第4	施策の取組
布4 1	動物愛護及び管理に関する取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2	動物を設定し関する取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
_	(1) 適正飼養の啓発 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(2)周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	(3)動物取扱業の適正化及び資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・11
	(4) 調査研究の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	(5) 実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進・・・・・・・・・・・・・12
3	命をつなぐ取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3 4	災害対策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
4	火
	資料1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
参考	資料2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21



第1 動物愛護管理推進計画の策定



1 計画策定の目的

本県における動物愛護管理行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化し、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的としています。

2 計画策定の根拠

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号、以下「動物愛護管理法」という。)第6条に基づく計画として、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号、最終改正令和2年環境省告示第 53 号、以下「基本指針」という。)に即して策定します。

3 計画の期間

令和3(2021)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までとします。また、基本指針の改正等に合わせて、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4 指標の設定

本計画の指標を犬及び猫の殺処分数とし、令和 12(2030)年度までの目標を「90 頭以下」とし、引き続き殺処分ゼロを目指します(図1)。

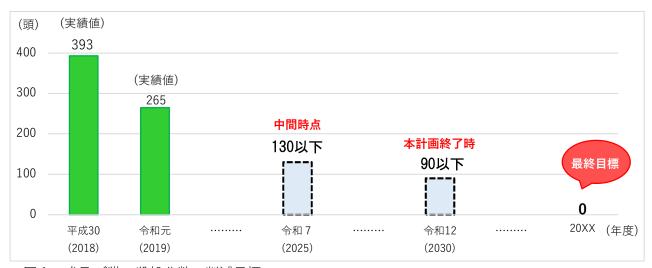


図1 犬及び猫の殺処分数の削減目標

5 計画の周知

本計画を市町、関係機関及び団体等に周知するとともに、広報紙、ホームページ等の様々な媒体により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

【栃木県動物愛護管理推進計画(第3次)の概要】

目的・根拠

「人と動物の共生する社会の実現」に向けて、その象徴的な指標として「犬及び猫の 殺処分ゼロ」を目指し、本県における動物愛護管理行政の基本的な方針及び中長期的な目標 を明確化し、目標達成の手段及び実施主体の設定等を行うため、本計画に基づいて計画的かつ 統一的に施策を遂行することを目的としています。

なお、本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく計画として、環境省告示「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に沿って策定します。

背 景

人が飼育する動物は増加傾向にあり多くの種類の動物が人と共に暮らしています。人と動物との関係については、「人生の良きパートナー」として、動物とのふれあいに「癒やし」を求める人も増えています。

一方、不適切な飼養による周辺住民へのトラブルや動物の虐待・遺棄などの問題のほか、不適切な動物取扱業者に対する指摘も後を絶ちません。このように、動物愛護管理行政への課題は多様化し、複雑な事例も多く見られています。

栃木県動物愛護管理推進計画

計画期間:2021.4.1

~2031.3.31

概要:動物愛護指導センターが中心となり、関係機関、市町、関係団体等との連携を拡充し、一層の動物愛護精神の普及啓発を図るとともに、適 正飼養の啓発のほか、一頭でも多くの動物の命をつなぐため、収容動物の譲渡推進の取組を強化し、殺処分ゼロを目指します。

人と動物の共生する社会の実現に向けて:重点施策(4つの柱)

動物愛護及び管理に関する取組の推進

- ① 命を尊重する教育の推進
- ・子どもたちに命の大切さを学ぶ教育を推進
- ② 動物愛護精神の普及啓発
- ・地域の問題解決や動物愛護の普及啓発推進
- ③ 動物とのふれあい活動の推進
- ・人と動物の共生する社会を実現するための仕 組づくりを推進
- ④ 動物愛護フェスティバルの充実
- ・動物愛護及び管理の意義等に関する県民の理 解の深化

適正飼養の推進

- ① 適正飼養の啓発
- ・適正飼養の普及啓発・動物愛護推進員の育成
- ・狂犬病予防注射接種率の向上・福祉部局と連携
- ② 生活環境の保全及び動物による危害防止
- ・重点地域の普及啓発強化・動物虐待の防止
- ・生活環境の保全を損なう事態等への対応
- ③ 動物取扱業の適正化及び資質の向上
- ・監視指導の強化による法令遵守の促進
- ・動物取扱者責任研修の受講の徹底
- ④ 調査研究の推進
- ⑤ 実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進
- 実験動物飼養施設への普及啓発の推進
- ・産業動物飼養者への普及啓発の推進

命をつなぐ取組の推進

- ① 引取り数の減少
- ・飼い主の終生飼養の徹底
- ・不妊去勢手術の実施の促進
- ・室内飼いの推奨による逸走防止の促進
- ② 返還率の向上
- ・マイクロチップ等による所有者明示の必要性 の普及啓発
- ③ 譲渡率の向上
- ・積極的な広報による譲渡機会の周知徹底
- ・譲渡登録団体等との協働による譲渡の推進
- ・成犬譲渡の推進

災害対策の充実

- ① 行動マニュアルの整備
- ・役割分担に基づく迅速な支援体制構築
- ・市町、関係機関、関係団体等との連携強化
- ② 家庭動物の同行避難等に係る体制整備
- ・動物と同行できる避難所情報の周知徹底
- ・平時からの適正飼養の普及啓発の推進
- ・家庭動物の同行避難に対する幅広い理解、実践の促進

計画の推進 犬及び猫の殺処分ゼロを目指して

7

計画目標値	平成 30(2018)年度(基準)	令和 7 (2025)年度(中間時点)	令和 12(2031)年度(終了時点)
殺処分数	393 頭	130 頭	90 頭以下 (引き続き殺処分ゼロを目指す)



第2 連携、協働による施策の推進



動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、県、市町を含む行政間及び行政内の部局間の連携や、動物取扱業者、民間団体及び動物愛護団体等の協力が重要であり、それぞれの機関や団体等が適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者の緊密なネットワークを整備し、問題解決のための取組を推進するための協働体制を構築します。

1 県の役割

動物愛護管理行政の総合的推進拠点である動物愛護指導センターを中心に、動物愛護に係る広域的な事業の企画及び実施による普及啓発、適正飼養の推進、災害時における危機管理等に対応するとともに、健康福祉センター、市町、関係団体等と緊密に連携し、地域における取組に対する必要な支援をしながら、計画全体の進行管理に努めます。

また、地域の実情を踏まえた動物の愛護及び管理に関する普及啓発の取組の推進のため動物愛護推進員との連携・協働体制を実践的なものしていくことに努めます。

2 宇都宮市の役割

動物愛護管理法における中核市としての役割をはじめ、県との連携、協力のもと本計画の方向性に合わせ、地域の状況に応じた施策の推進に努めます。

3 市町の役割

地域における動物の愛護及び管理の普及啓発、地域に密着した家庭動物に係る相談等の対応、必要に応じて地域ボランティアとの連携や支援等を行っていくことが期待されます。

更に、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射について、普及啓発、指導等により飼い主責務の徹底を促進していくことが求められます。

4 学校等教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、学校飼育動物について適正飼養が行われる体制を整備するとともに、子どもの学習ステージに応じた動物愛護教育を通じて「人と動物の共生する社会」の実現のために必要な協力を行っていくことが求められます。

5 飼い主の役割

動物の飼い主は、その動物の生理、生態及び習性等を理解した上で、愛情を持って終生にわたり適正に飼養するという責務があります。また、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、飼養する動物により周辺住民に迷惑をかけることがあることを意識し、迷惑等を及ぼすことのないよう、地域社会への配慮に努めることが求められます。

6 県民の役割

「人と動物の共生する社会の実現」に向けて、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。地域 社会では、動物を飼う人、好きな人のみならず、動物を飼っていない人、苦手な人が混在している ため、お互いが、それぞれの立場に配慮し、相互理解を深め、よりよい関係が築けるよう努めるこ とが求められます。

7 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、その業務を通じて動物の飼養を希望する者又は飼い主に対する適正飼養に関する正しい知識の提供及びと普及啓発するという役割があります。また、動物の取扱いに関する専門知識を有したうえで、関係法令を遵守し、適正飼養、終生飼養を率先して実施していく姿勢を社会に示していくことが求められます。

8 公益社団法人栃木県獣医師会の役割

公益社団法人栃木県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)は、公益的かつ専門的な立場から、 地域の動物愛護活動や学校飼育動物の適正飼養管理等への技術的支援を行うことが求められるほか、「人と動物の共生する社会の実現」に向け、各主体への適切な助言や指導を行うことが期待されます。

9 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等(動物の愛護及び管理に関する社会的な活動を行なっている個人的なグループ等も含む)は、本計画の推進に当たり、行政機関や動物の飼い主等に対し実施可能な支援及び協力等を行うことが期待されます。



第3 施策に関する基本的な方針



1 動物愛護及び管理に関する取組の推進

動物を好きな人はもちろん、動物が苦手な人においても、犬や猫などに対する社会的関心が年々高くなっており、地域社会全体で動物愛護及び管理に関する普及啓発の取組みを推進していくことが求められています。

特に、幼少時から動物に親しみ、ふれあい、責任を持って適正に世話をするなどの関わり合う経験を通じて、命の大切さといたわりの心への理解を普及し、愛情と敬いの精神を育てる取組を推進します。

2 適正飼養の推進

人と動物のよりよい関係を築いていくためには、飼い主等に対し無責任な飼養、例えば動物の 習性・生理の認識不足による鳴き声や糞尿害などの地域トラブル、不十分な飼養管理などによる 動物の虐待・遺棄を発生させない取組が必要です。また、動物取扱業者や特定動物飼養者に対し ては、動物の種類・習性等に応じた適正な施設の維持管理と飼養管理が求められます。

更に、人と動物の共通感染症の予防に関する啓発指導も必要となっています。動物を愛する心を持つことと併せて、動物に対する正しい知識への理解を広め、飼い主に責任と自覚を促し、適正飼養をより一層推進することにより、動物が命あるものとして正しく理解される社会を目指します。

3 命をつなぐ取組の推進

不適切な飼育による逸走やみだりな繁殖により、県等に捕獲収容となったり、飼い主から引取りを依頼され収容となった犬や猫が数多く存在します。元の飼い主や新しい飼い主に巡り会うことなく、また、飼育に適さないとして殺処分となった犬及び猫は令和元(2019)年度で265頭にのぼります。動物愛護団体やボランティアなどと連携しながら、終生飼養を原則としつつ、引取り数の減少への取組を進めるとともに、飼い主への返還率を向上させるための取組や新たな飼い主への譲渡を積極的に推進することにより、一頭でも多くの犬及び猫の命をつなぐ取組を推進します。

4 災害対策の充実

地震等の緊急災害時において、地域によっては多くの県民が避難所での生活を余儀なくされます。普段と大きく異なる生活環境の中では、動物を連れた被災者等の心の安らぎの確保と、飼い主責任を基本とした動物による危害防止等が重要です。災害時に備え、平常時から被災地を想定した同行避難への心構えを含む適正飼養の普及啓発を推進し、更に、被災地に残された動物の救済・救護等が円滑に進められるよう、市町、県獣医師会、関係機関及び団体等の連携強化を図ります。

栃木県動物愛護管理推進計画(第3次)の推進に際し、SDGsの理念を踏まえ、各種施策に取り組みます。











1 動物愛護及び管理に関する取組の推進

【現状と課題】

生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもたちが、命の尊さを正しく理解し、思い やりの精神を育むためには、動物とふれあい、関わり合う経験が重要であるとの指摘がなされて おり、その機会について、適正な方法により確保されることが求められています。

現在、多くの学校等で小動物の飼育を通して、様々な目的で教育活動が行われており、その実施に当たっては、各分野における専門家の支援などの要望があります。それらの教育活動は、学校のみならず福祉や保育の現場、地域で開催されるイベントなどを通じて、広く実践されることで普及啓発が促進されることから、その支援体制の構築を推進することも大切です。

また、動物に対する考え方は多様であることを前提とし、社会規範としての動物の愛護及び管理に対する考え方や動物の取扱いに関する行為規範は、多様な主体との相互理解の醸成を図ることが必要とされています。

【今後の取組】

① 命を尊重する教育の推進

子どもたちをはじめ幅広い年齢層を対象に、動物との接し方、命の大切さを学ぶ機会として、 関係団体やボランティアと協働し、成長過程に応じた動物とのふれあい教室や研修会を実施し ます。

また、日常的に子どもたちが動物と接する学校等における動物飼育の状況に応じて現状を把握し、その管理者及び職員に対して適正飼養や動物愛護についての研修会を開催するなど、県・ 市町教育委員会や県獣医師会等と連携した取組を推進します。

動物愛護指導センターの活用を含め、実際に動物とのふれあい体験を通して、子どもたちに生命尊重や動物愛護の心を育み、命の大切さを学ぶ教育を推進します。

② 動物愛護精神の普及啓発

毎年 10 月の「正しい犬の飼い方強調月間」、2月の「正しい猫の飼い方推進月間」を中心に、各種広報やイベント等を通じて県下に広く動物愛護精神を啓発していきます。その他、適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する普及活動等を実施し、特に飼い主等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることの必要性について重点的に啓発します。また、地域の問題解決や動物愛護の普及啓発を推進するために、関係市町と意見交換を図り共通認識を深めるための連絡会議を定期的に開催します。

③ 動物とのふれあい活動の推進

高齢者や障害者の心身の健康が、動物とのふれあいにより増進することが期待されます。社会福祉施設等との連携体制の構築に努め、人と動物の共生する社会を実現するための仕組づくりを進めます。

④ 動物愛護フェスティバルの充実

宇都宮市、県獣医師会とともに動物愛護週間等の機会を活用し、命あるものである動物の愛護及び管理の意義等に関する県民の理解を深めていきます。

動物愛護フェスティバル



記念講演



長寿犬飼養者表彰式



譲渡犬たちの紹介



一日獣医さん体験



迷子札を作ってみよう



動物ふれあい広場

2 適正飼養の推進

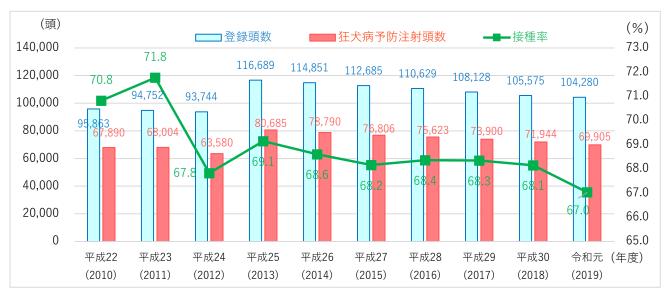
(1) 適正飼養の啓発

【現状と課題】

命ある動物を飼養する飼い主には、動物に対する正しい理解と社会的な責任の自覚が求められ ています。安易な飼養開始から発生する飼育放棄(ネグレクト)、望まない繁殖による引取りや遺 棄をなくすことは、命を大切にする取組の前提です。また、飼い主から、逸走した犬や猫等に関す る相談が依然として多数寄せられている現状があり、結果的に飼い主の元に戻らない事例も多く 見られることから、飼い主に対し、動物愛護管理法で規定される動物の逸走防止や所有明示措置 を徹底させることが必要です。

動物による狂犬病は、我が国では 60 年以上発生がないため、その危険性の認識が希薄となり、 法定の義務である狂犬病予防注射の接種率は低下傾向(図2)にあります。しかし狂犬病は、日本 の周辺各国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、死亡者数は年間推計で 59,000 人(WHO、2017年)に上ります。国際化が進展する現状においては、万一の侵入に 備え、狂犬病予防接種の必要性について認識を高めていくことが課題となっています。

動物を飼養するに当って、それに伴う騒音や悪臭など周囲の生活環境への配慮や自覚を求め、 飼い主のモラルを向上させることについて、地域における適正飼養の推進の一翼を担う、動物愛 護推進員の協力を得ながら取組を推進する必要があります。



登録数及び狂犬病予防注射頭数、接種率の推移(栃木県集計) 図 2



ペットを飼うって どういうこと?



ルールとマナーを守って飼いましょう!

【今後の取組】

① 適正飼養の普及啓発

動物の飼い主や動物の飼養を希望する者を対象に、終生飼養、逸走防止、マイクロチップ等による所有明示、不妊去勢手術の実施等の適正な飼育方法や、人と動物の共通感染症に対する知識の普及啓発を行います。犬の飼い主等にはしつけ方教室等の開催、猫の飼い主等に講習会等を通じて室内飼いの推奨などに取り組みます。

近年、不適切な環境で犬や猫を多頭飼育しているケースや適正飼養の維持継続が困難な状況となっている入院・介護等の支援が必要とされる飼い主の存在が徐々に多く見られるようになり、これに対しては、福祉部局や動物愛護推進員との連携により問題解決に向けた連携体制の構築に努めます。

なお、動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、犬や猫をはじめとする家庭動物等のみならず、特定動物、展示動物、実験動物、産業動物等と分野が幅広く、これらの占有者等に対しても適正飼養の普及啓発を推進します。

また、飼い主のいない猫に関する苦情や相談に対しては、苦情者をはじめその関係者に対して 地域の実情を踏まえた指導・助言等を行うとともに、現状を勘案しつつ、国や他自治体等におけ る調査研究や各種実例等の情報収集に努めるととものに、有識者や関係団体等から助言や意見 を求めること等により、対象となる猫が地域住民と共生しつつ、問題解決へ向かう取組(地域猫 活動等)の検討を進めます。





犬及び猫の適正飼養に係る普及啓発用チラシ

② 動物愛護推進員の人材育成

動物愛護推進員は、地域において活動する動物愛護管理行政の推進に熱意と識見を有する者として県及び宇都宮市が委嘱しています。行政と一体となって動物愛護精神の普及がより一層図られるよう、動物愛護推進員の知識の向上等を図るため講習会などを通じて人材育成に努めます。

③ 狂犬病予防注射の接種率の向上等

市町が実施する犬の登録及び狂犬病予防注射業務について、県獣医師会や健康福祉センターと連携し、予防注射の接種率の向上を図るとともに、飼い犬における鑑札及び注射済票の装着について普及啓発に努めます。

(2) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

【現状と課題】

県では、依然として放浪犬や野良猫が多く見られる地域があり、犬や猫に関する苦情が毎年多く寄せられています(図3-1、3-2)。このようなばらつきは、都市部や農村地域といった地理的要因による生活環境や生活習慣の相違によるところも大きく、行政や関係団体が連携して地域に出向き、しつけ方法や繁殖制限措置をはじめとする適正飼養の指導を行うことによって、飼い主への意識啓発を図っていくことが重要です。

近年、動物に係る生活環境に関する苦情相談は多様化しており、特に不適切な飼養を行う多頭 飼育者に関する苦情相談については、時間の経過とともに問題が拡大する傾向にあり、時に動物 虐待に繋がるケースもあるため、速やかな対応が求められます。

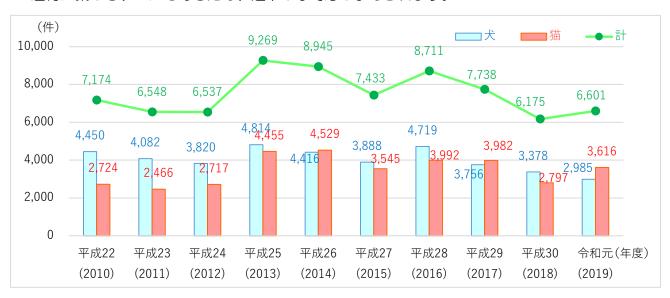


図3-1 犬・猫の苦情相談件数の推移(栃木県集計)

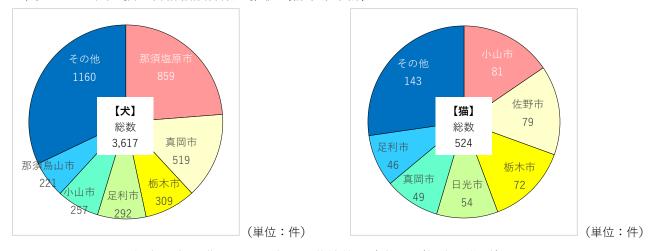


図3-2 2019年度 犬・猫に関する市町別苦情等対応状況(栃木県集計)

【今後の取組】

① 重点地域における普及啓発の強化

苦情相談の整理分析を行い、苦情の内容や地域的傾向を 把握し、苦情件数の状況も考慮しながら、適正飼養を推進 する地域を選定し、動物愛護推進員、市町、県獣医師会等 関係団体等と連携しながら、重点地域として対応し、個別 にしつけ方教室等を実施します。

② 生活環境の保全を損なうおそれのある事態等への対応 「かわいい」、「かわいそう」という感情だけで無責任に 餌やり行為をした結果、猫が増えすぎて地域の苦情の元と



県内に生息する放浪犬

なっていることがあります。動物の適正飼養の観点を踏まえ、このような無責任な行動のみでは動物愛護に繋がらないことについて理解を求め、未然に防止するための普及啓発に努めます。また、動物の多頭飼育に起因する鳴き声や悪臭など、周辺の生活環境が損なわれるおそれのある事態等に対しては、飼養実態の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を密にし、動物愛護管理法及び多頭飼育等監視指導マニュアル等に基づきに適切に対応します。

③ 動物虐待の防止

動物虐待を疑う不適正な飼養事案等に対しては、当該動物の所有者等に対し、動物に対する禁止行為、罰則の周知徹底を図りながら指導等を実施するとともに、必要に応じて警察等と連携し、適切な対応に努めます。

(3)動物取扱業の適正化及び資質の向上

【現状と課題】

動物取扱業の登録数は、平成 24 (2012) 年度には 872 件でありましたが、令和元 (2019) 年度には 1,035 件と増加傾向にあります (図4)。動物取扱業者の不適切事案は、規模も大きいことも多く社会問題に発展する事例もあることから、令和元年の改正動物愛護管理法において規制が強化されました。このような背景を踏まえ、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用と併せて、速やかな実態把握と対応が必要となります。

また、動物の飼養を希望する場合の一般的な入手先の1つである動物販売業者には、動物愛護精神の普及の担い手として、安易な飼養開始、不適正飼養が行われないよう、飼い主等に対し、社会的な責任やその動物飼養に必要な情報の説明を継続して行うことが重要です。

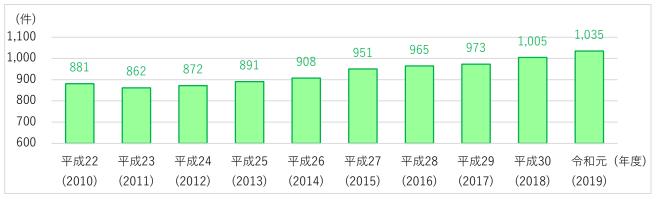


図4 第一種動物取扱業の登録件数(業種数)の推移(栃木県集計)

【今後の取組】

① 監視指導の強化による法令遵守の促進

監視指導の機会を活用し、監視に際し、終生飼養の確保や販売時における現物確認・対面説明の義務について、法令遵守の徹底状況を確認します。併せて、令和元(2019)年の改正動物愛護管理法に基づく新たな規制(8週齢規制、マイクロチップの装着及び登録の義務化等)の着実な運用が図られるよう、基準遵守義務事項の適切な確認等を実施します。

② 動物取扱責任者研修の受講の徹底

県においては、法令に基づく動物取扱責任者に対する研修について、対象者全員の受講機会が確保されるよう適正な開催機会を設けるとともに、研修内容も法令や基準の遵守にとどまらず、 関連情報の提供に努め、その充実を図ります。

(4)調査研究の推進

【現状と課題】

動物の愛護及び管理に関する施策を推進するためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要があります。

【今後の取組】

動物の愛護及び管理の施策の推進のため、科学的知見に関する文献や虐待等の具体的事例等に関する情報を収集するとともに、動物の飼育実態に関する調査研究、人と動物の共通感染症等に関する調査研究などに取り組みます。調査等の結果については、行政資料である「栃木県動物愛護指導センター事業概要」に掲載し公表するほか、ホームページにも掲載し、普及啓発を図ります。

(5) 実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進

【現状と課題】

実験動物や産業動物についても命あるものとして、アニマルウェルフェアの考え方に基づく、 適正な取扱いが求められています。動物の愛護及び管理の観点から飼育実態を把握するとともに、 不適切な飼養実態が認められた場合には、それぞれの飼養の基準などの普及啓発が必要です。

【今後の取組】

① 実験動物飼養施設への普及啓発の推進

実験動物飼養施設への立入等により飼育実態を把握するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18年4月28日環境省告示第88号)に基づく適正な飼養管理や、3Rの原則(Refinement:動物の苦痛の軽減、Reduction:使用数の減少、Replacement:代替法の活用)の理解が深まるよう関係機関と連携し、普及啓発に努めます。

② 産業動物飼養者への普及啓発の推進

農政部局や関係団体と連携し、飼養環境の実態把握に努め、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号)」や「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」(公社畜産技術協会等公表)の普及啓発に努めます。

3 命をつなぐ取組の推進

【現状と課題】

本県の犬及び猫の殺処分数は、平成 22 (2010) 年度は 3,240 頭でしたが令和元 (2019) 年度には 265 頭にまで減少しています (図5)。犬は約 12 分の1に、猫は約 25 分の1になりましたが、今後においても殺処分数を更に減らすことが求められます。令和 12 (2030) 年度までに犬及び猫の殺処分数を 90 頭以下に減少させるために、引取り数の減少 (図6)、逸走した犬の返還率の向上 (図7)、収容となった犬及び猫の譲渡の更なる推進 (図8) 等が重要であり、教育関係機関、動物愛護団体等の積極的な協力を得るための体制の充実を図り、1 頭でも多く動物の命をつなぐ取組を行っていくことが必要です。

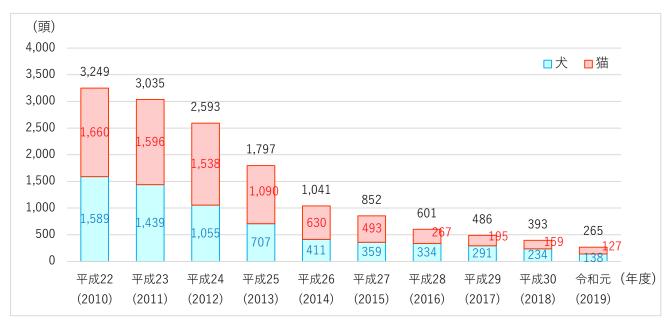


図5 犬及び猫の殺処分数の推移(栃木県集計)

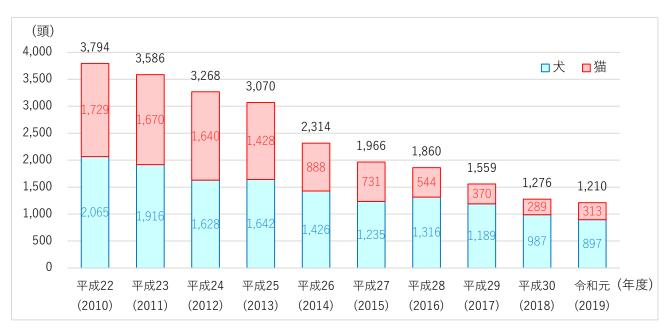


図6 犬及び猫の引取り数の推移(栃木県集計)

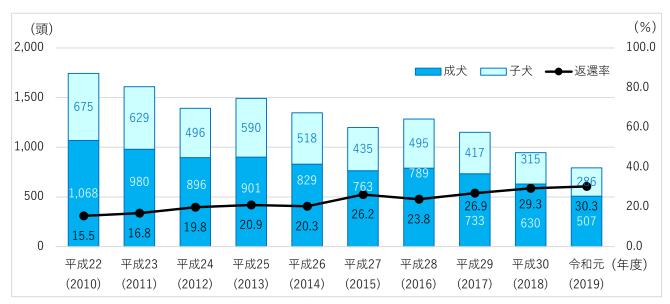


図7 犬の捕獲収容数と返還率(栃木県集計)

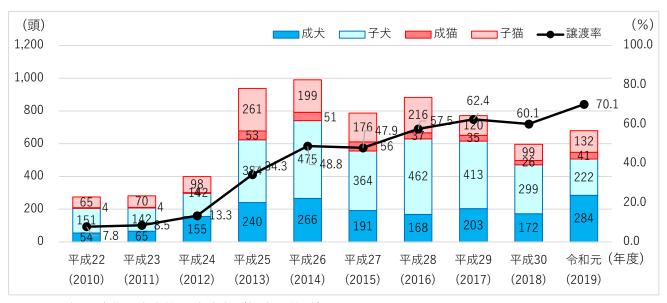


図8 犬及び猫の譲渡数と譲渡率(栃木県集計)

【今後の取組】

① 引取り数の減少

大及び猫の引取り数を減少させるため、飼い主に対し、終生飼養の徹底について周知を図るとともに、みだりな繁殖をさせないよう、不妊去勢手術の実施を促進し、室内飼いの推奨を含めた逸走の防止を指導します。特に引取り依頼者や相談者に対しては、終生飼養や繁殖制限の指導を徹底します。また、動物販売業者に対しては、販売時における購入者への終生飼養や適正飼養等の適切な説明がなされるよう指導します。

飼い主のいない猫の対策については、現状を勘案しつつ、国や他自治体等における調査研究や 各種実例等の情報収集に努め、また、有識者や関係団体等から助言や意見を求めること等によ り、対象となる猫が地域住民と共生しつつ、問題解決へ向かう取組(地域猫活動等)の検討を進 めます。

② 返還率の向上

大については、鑑札・狂犬病予防注射済票の装着、 更に、猫を含めて、名札やマイクロチップの装着など による所有明示の必要性について、普及啓発の徹底を 図るため、市町、警察署等との連携を強化するととも に、ホームページを活用し、更なる返還率の向上を図 ります。特に、マイクロチップについては、逸走時の 対策となることや盗難防止効果も期待されることから、 個人の飼い主にも装着の必要性について周知徹底を図 ります。



マイクロチップ

③ 譲渡率の向上

大や猫の飼養を希望する者の選択肢の一つとなるよう、動物愛護指導センターではホームページや市町の広報誌などを活用して、引取りした犬及び猫の譲渡事業の実施の情報を広く県民に周知徹底するとともに、同センター譲渡登録団体等との協働により譲渡事業の推進を図ります。特に、成犬の譲渡については、平成27(2015)年度に動物愛護指導センター愛護館に開設した成犬展示室(ドッグルーム)を積極的に活用し、譲渡率の更なる向上に努めます。



成犬展示室(ドッグルーム) <動物愛護指導センター愛護館>



動物愛護指導センター選定犬として 成犬譲渡事業に参加した成犬

4 災害対策の充実

【現状と課題】

災害時における動物対策について、県では「栃木県地域防災計画」において、関係機関、団体の 役割を明記しているところであり、その具体的内容を明確化し、被災時において迅速かつ円滑に 対応できるよう行動マニュアルを整備して連携強化を図ることが必要です。

一方、動物を連れた被災者等の心の安らぎの確保と、飼養者責任を基本として動物による危害 防止等を図るため、平時から県民に対して被災時を想定した適正飼養の普及啓発を推進していく ことも重要です。また、被災地に残された動物の救護等について、県、関係機関や団体等の連携体 制の強化が必要です。

更に、動物愛護推進員による災害時における動物の避難等に関する施策への協力について、関係機関、団体等のほか、動物愛護推進員の役割についても明確にし、普段から準備体制を検討しておくことが必要です。

【今後の取組】

① 行動マニュアルの整備

関係機関や団体等が、それぞれ担うべき役割を果たすため、被災時に立ち上げる組織や人員の配置、連絡体制、市町や動物愛護団体との連携・協力、必要となる資材・設備等の内容と準備手順、それらの運用方法等を具体的に記した行動マニュアルをあらかじめ策定し、各行政機関、県獣医師会をはじめとする団体等が連携を図りながら普段からの準備体制を整備します。また、災害時に、動物愛護推進員がボランティアとして協力・活動できるよう、具体的な活動内容についても併せて検討していきます。

また、行動マニュアルの策定に向けて、関係機関・団対等がそれぞれの行動を実行するために必要に応じ覚書等を締結するなど、平時から相互連携の充実、強化に努めます。

② 家庭動物の同行避難等に係る体制整備

動物飼養者に対し、動物と同行可能な避難所の確認、その動物へのワクチン接種、飼い主の所有明示、しつけ、不妊去勢手術や健康管理など、平時からの適正飼養の必要性について啓発を行います。併せて、動物を飼養していない人や苦手な人に対し、避難所への家庭動物の同行避難に対する理解を促進します。

更に、市町の策定する地域防災計画には、住民が動物と共に生活できる仮設住宅の設置や、動物と同行が可能な避難所の設置について配慮するよう、引き続き周知及び助言を行うとともに、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪犬等の救護等、地域の実情や災害の種類、程度に応じた対策を円滑かつ適切に行うことができるよう体制を整備します。

参考資料1

用語集

○ アニマルウェルフェア

アニマルウェルフェアとは、動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態と 定義され、家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病を減らすことが重要であ り、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながることから、アニマルウェルフェアの 考え方を踏まえた家畜の飼養管理の普及が期待されている。

○ 犬の狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、生後 91 日以上の犬の飼い主には、飼っている犬に年に1回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務付けられている。また、予防注射を受けた際に交付される「注射済票」を飼い犬に装着することが義務付けられている。

○ 犬及び猫の譲渡

動物愛護指導センター及び宇都宮市保健所が引取りした犬・猫について、新たな飼い主に譲ること。

○ 犬及び猫の引取り

動物愛護管理法第35条に基づき、飼い主のやむを得ない事情等により飼えなくなった犬・猫及び所有者の判明しない犬・猫を都道府県等で引き取ること。

○ 犬の登録

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は、犬を飼い始めてから 30 日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられている。また、登録すると交付される「鑑札」を飼い犬に装着することが義務付けられている。

O SDGs

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

※本計画のSDGsへの対応

施策に関する基本的方針	対応SDGs	
【普及啓発及び適正飼養の推進】 人と動物のよりよい関係がもたらす心豊かな社会	17. パートナーシップで目標を達成しよう	17 バートナーシップで 日報を達成しよう
【命をつなぐ取組の推進】 人と動物がともに健康に暮らせる社会	3. すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に 健康と福祉を ——//◆
【災害対策の充実】 ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会	13. 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に 具体的な対策を

〇 飼い主への返還

動物愛護指導センター及び宇都宮市保健所が、飼い主不明として引取りした犬及び猫を飼い主に返すこと。

○ 家庭動物

愛がん動物や伴侶動物として家庭で飼われている動物で、哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。

〇 狂犬病

狂犬病ウイルスが原因とされる人と動物の共通感染症の1つ。すべての哺乳類に感染し、狂犬病に感染した動物による咬傷により人にも感染する。人も動物も発症するとほぼ100%死亡するが、ワクチンを連続して接種することにより発症を防ぐことができる。

○ 狂犬病予防注射接種率

犬の登録頭数のうち、狂犬病の予防注射を接種した数の割合。70%以上の犬に予防接種を行うことにより、犬の狂犬病の流行を防止できるとされている。

〇 狂犬病予防法

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律。犬の登録、犬の狂犬病予防注射の接種、犬の捕獲・返還等について規定している。

○ 3Rの原則

国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化の原則であり、① 動物の苦痛の軽減(Refinement)、② 使用数の減少(Reduction)、③ 代替え法(Replacement)の頭文字をとって、3Rの原則という。

〇 産業動物

産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。一般的に家畜・家禽と呼ばれ、牛・豚・馬・めん羊・山羊・鶏等が知られている。

○ 実験動物

実験等の科学上の使用のために、施設で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物のこと。代表的な実験動物種として、マウス、ラット、モルモット等が知られている。

○ 終生飼養

飼い主の責任として、飼養する動物がその命を終えるまで適切に飼い続けること。

○ 所有明示

狂犬病予防法に基づく犬への鑑札の装着や、動物への迷子札やマイクロチップ等の装着により、動物の所有者の情報を示すこと。

〇 地域猫活動

地域住民等が主体となって、周辺住民の理解を得た上で、屋外で生活する飼い主のいない猫に不妊

去勢手術を施し、トイレや餌やりの時間を決めるなど、一定のルールに従い猫を地域で世話することで 問題解決を図っていく活動。

〇 展示動物

次に掲げる動物をいう。

- (1)動物園、水族館、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物。
- (2) 人とのふれあいの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物。
- (3) 販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物。

○ 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は、必ずしも避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

○ 動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)

動物虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする法律。

○ 動物愛護週間

動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、動物愛護管理法第4条において(9月20日から26日まで)と期間が規定されている。

○ 動物愛護推進員

動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者の中から、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進を図るために、動物愛護推進員として都道府県知事等から委嘱された者。

○ 動物取扱業

動物の販売、保管等を業として行うことについて、動物愛護管理法の規定により、第一種動物取扱業は都道府県知事(政令指定都市にあっては市長)の登録を受けなければ営業することができず、展示等を非営利で行う者についても第二種動物取扱業として知事(政令指定都市にあっては市長)への届出が義務付けられている。第一種動物取扱業については、次の業種がある。

業種	業務の内容
販売	ペットショップ、ブリーダー等、動物の販売や、それらを目的に繁殖や輸出入を行
	う業。飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者も含まれる。
保管	ペットホテル、ペットのシッターなど、顧客の動物を預かる業。
貸出し	ペットレンタル業者など、動物を貸し出す業。
訓練	訓練・調教業者など、顧客の動物を預かり訓練を行う業。
展示	動物園、サーカスなど、動物を見せる業。
競りあっせん	動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う業。
譲受飼養	動物を譲り受けてその飼養を行う業(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する
	費用の全部又は一部を負担する場合に限る。)。

○ 動物取扱責任者

第一種動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに 選任する者。動物愛護管理法第 22 条の規定により、都道府県知事等が実施する動物取扱責任者研修 の受講が義務付けられている。

〇 特定動物

動物愛護管理法第25条の2により、トラ、二ホンザル、タカ、ワニ、マムシなど人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして規定された動物のこと。(令和2年9月現在約650種)特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されている。

〇 8週齡規制(令和3(2021)年6月1日施行)

動物愛護管理法では、犬猫等販売業者は、生後 56 日齢を経過しない幼齢の犬又は猫の展示、販売してはならないとされている。ただし、天然記念物として指定されている犬(以下「指定犬」という。)の繁殖を行う犬猫等販売業者が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬販売業者に対する当該規定の適用については、「56 日」とあるものを「49 日」とする。

○ マイクロチップ

2mm×12mm の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、15 桁の数字が電子データとして書き込まれている。獣医師が動物の皮下に挿入する。電子データは専用のリーダー(読取機)で感知して読み取る。飼い主の住所・氏名・連絡先等はデータベースへ登録しておく必要がある。

なお、ペット販売業者(第一種動物取扱業)が扱う、販売向けに繁殖された犬猫については、令和元(2019)年6月19日から3年以内にマイクロチップの装着が義務化される。

参考資料2

栃木県動物愛護管理推進計画策定の経緯

年度	国	栃木県	
平成17(2005)年度	• 動物愛護管理法改正		
平成18(2006)年度	• 改正動物愛護管理法施行		
	• 基本指針策定		
平成19(2007)年度		• 栃木県動物愛護管理推進計画	
		(第1次)策定	
平成24(2012)年度	• 動物愛護管理法改正		
平成25(2012)年度	• 基本指針改正	• 栃木県動物愛護管理推進計画	
	• 改正動物愛護管理法施行	(第2次)策定	
令和元(2019)年度	• 動物愛護管理法改正		
令和2(2020)年度	• 基本指針改正	• 栃木県動物愛護管理推進計画	
	• 改正動物愛護管理法施行	(第3次)策定	